

令和2年度 「まちなか再生支援事業」 応募の手引き

ふるさと財団では、まちなかの再生を支援すべく、「まちなか再生支援事業」を実施し、当事業に取り組む市町村を募集いたします。事業の具体的な内容や申請の手続きの方法につきましては、こちらの資料をご確認ください。

< 目次 >

I. 事業の概要	2
II. 事業の詳細について	3
1. 事業の内容.....	4
2. 申込方法	6
3. 事業採択後の手続き	7

I. 事業の概要

『まちなか再生支援事業』とは、まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的かつ実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家に業務の委託をする費用の一部を助成するものです。

民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とします。

本事業への申請を希望される市町村は、次項「II. 事業の詳細について」に記載している事業内容及び要件等をお読みいただき、それぞれの地域における、まちなか再生に関わる事業の取組の状況やまちなか再生事業の活用目的をご検討の上、申込方法に沿って、ご申請ください。

<まちなか再生とは>

「まちなか再生」とは、まちなかの抱える様々な課題に対し、課題解決に向けた取組みを実施することにより生活及び交流拠点としての機能の維持・拡大を図ることを指します。

<まちなかの抱える課題>

- 居住者や来訪者の減少
- 空き家・空き店舗の増加
- 交流人口の減少・賑わいの喪失
- 街としての魅力・求心力の低下
…など

<課題解決に向けた取組>

- まちなかの維持保全・環境改善・施設整備
- インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション
- まちなか再生の担い手たるコミュニティの再生、人材の育成、組織の設立…など

生活及び交流
拠点としての機能
の維持・拡大
↑

<助成対象となる「まちなか」の定義>

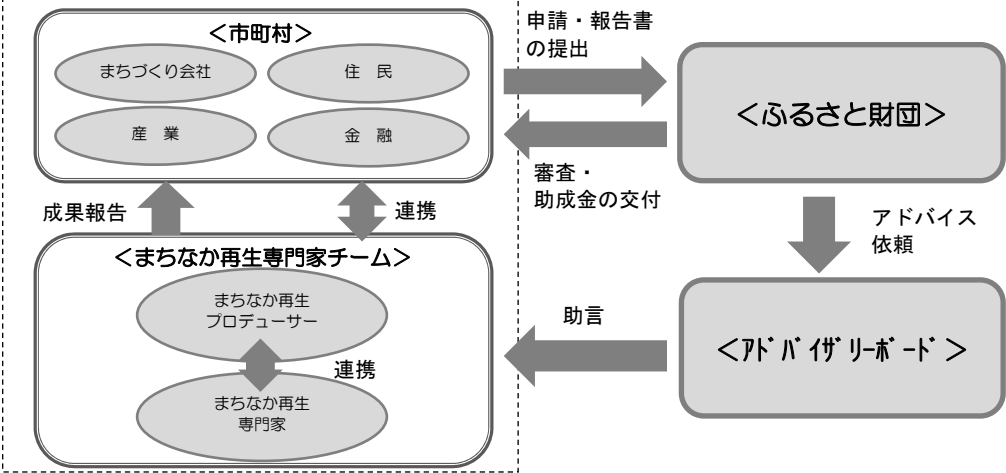
※助成対象とする「まちなか」とは、市町村において、一定程度の定住人口が集積し、生活に必要な各種機能を有する区域であり、市町村が生活及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域を指す。

Ⅱ. 事業の詳細について

<事業目的>

まちなか再生に取り組む市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託をする費用の一部を助成することにより、まちなか再生を民間能力を活用して都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

<助成事業の概要>

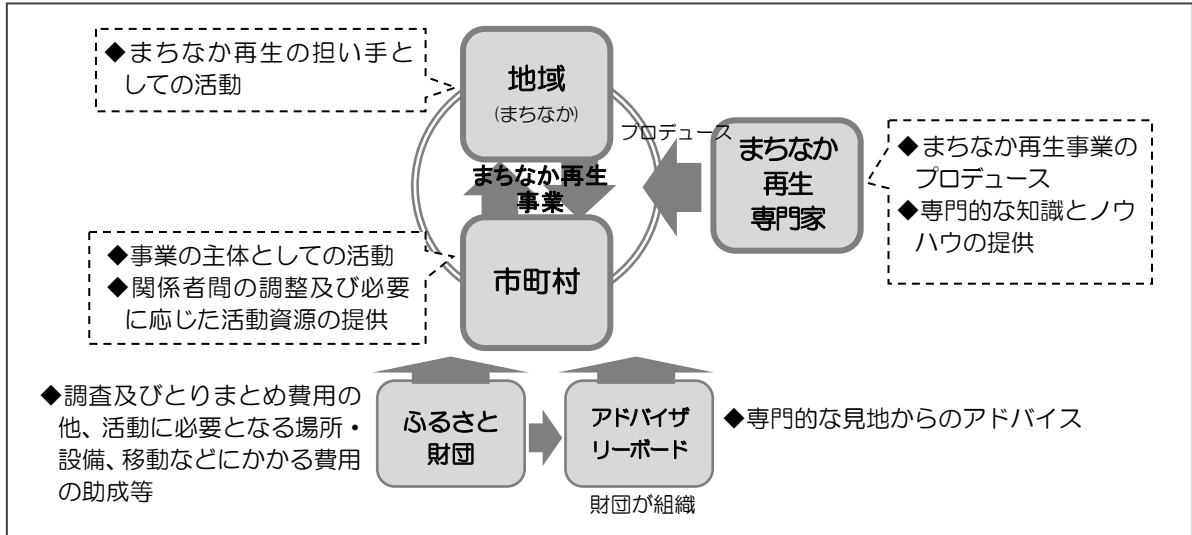
助成内容	(1) 市町村の業務委託に要する経費に対する助成 (2) 市町村が実施するまちなか再生事業に対する助言
助成対象事業の概要	市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業
事業概念図	 <p>事業概念図は、市町村とまちなか再生専門家チームの連携、ふるさと財団への申請・報告書の提出、審査・助成金の交付、アドバイザーボードからの助言のフローチャートを示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村（まちづくり会社、住民、産業、金融）とまちなか再生専門家チーム（まちなか再生プロデューサー、まちなか再生専門家）は「連携」しています。 まちなか再生専門家チームは「成果報告」を市町村へ提出し、市町村は「連携」を返します。 市町村は「申請・報告書の提出」をふるさと財団へ行い、ふるさと財団は「審査・助成金の交付」を行います。 ふるさと財団は「アドバイス依頼」をアドバイザーボードへ行い、アドバイザーボードは「助言」を市町村へ提供します。
まちなか再生プロデューサー	次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 市町村から委託されたまちなか再生事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者 (2) まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家
契約の相手方	まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む）する法人

(※)「まちなか再生専門家」とは、まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家をいう。

1. 事業の内容

まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家に業務の委託をする費用の一部を助成することで、まちなか再生を都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

<事業イメージ>



①助成内容

- 助成対象業務を行う市町村とまちなか再生専門家との委託契約に対する費用助成
- 助成金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業に対する助言

②助成対象者

- まちなか再生事業を中心的に遂行する「まちなか再生プロデューサー」等のまちなか再生専門家を選定し、都市機能等総合的な側面から取り組む市町村

※まちづくり会社など市町村とは別の組織が主体となってまちなか再生に取り組んでいる場合でも、市町村が事業の申請を行ってください。

③助成対象業務

- 市町村がまちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む）する法人と委託契約を締結するものであること
- まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること
- 市町村とまちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等効果的に実施される仕組みを有するものであること
- 市町村が継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること
- 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること
- 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人、当財団以外の他の公益法人等から受けないものであること
- 助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること

※当事業の趣旨から、以下のような内容については、採択の可能性が低いものとお考えください。

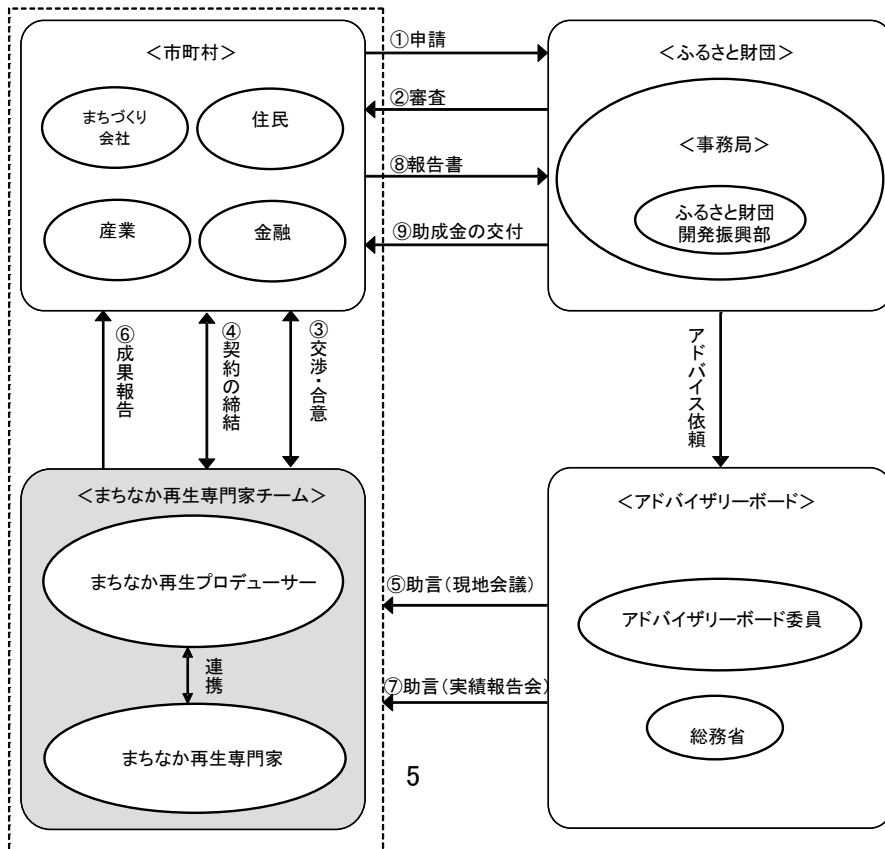
- ・助成対象業務の実施区域が市町村全域など、要綱第3条に示す市町村において重点的に整備するとされる区域でないもの。
- ・要綱第4条に示す「まちなか再生」と趣旨の異なる事業。
- ・まちなか再生の主体となる担い手や組織が不明確・市町村の支援体制が未整備な事業。
- ・まちなか再生プロデューサー等に求める市町村の課題が明瞭でなく、また、相互の連携が確認されない事業。
- ・関係者向け勉強会に留まる事業及び単なる調査事業、研究事業、イベント事業など、事業完了後の継続性の確保が見込まれないもの。
- ・他の団体等から類似の助成金等を受けている事業。類似の助成金等には助成対象区域内において、専門家派遣の支援を受けているものも含まれます。

④助成内容

助成件数	4市町村程度
助成金額	700万円以内/団体（助成率2/3以内）
助成対象期間	令和2年4月1日から令和3年2月19日までの間
助成対象経費	市町村とまちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む）する法人との契約金額に係る経費のうち、助成対象期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他助成対象業務を履行するために必要となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）

※市町村とまちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む）する法人との契約に対して助成します。市町村以外とまちなか再生プロデューサー等との契約は助成対象外です。

<事業概念図>



2. 申込方法

①申請手続

- 助成金の交付を受けようとする市町村は、下記(1)～(4)の書類を財団に提出してください。
 - (1) まちなか再生支援事業交付申請書(様式第1号)
 - (2) まちなか再生支援事業調書(様式第2号)
 - (3) まちなか再生の対象となる区域の図面
 - (4) その他参考となる資料

※財団へ直接提出していただきますが、別途都道府県への報告を要します。

※申請様式は、財団ホームページ (<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>) 又は、まちなか再生ポータルサイト (<http://www.furusato-zaidan.or.jp/machinaka/>) よりダウンロードできます。

※様式各号については電子データ(メール添付可)での提出もお願いいたします。

※その他参考となる資料として、様式第2号を補足する報告書・計画書・パンフレットのほか、市町村の総合計画、都市マスタープラン、統計書などを添付して下さい。

②申請書提出期限

令和2年1月31日(金) 財団必着

※当初募集に対する交付決定が助成事業数及び助成予定総額を下回ると見込まれる場合には、再度募集を行うこともあります。

※再度募集を行う場合を除き、期限後の提出は理由如何を問わず受け付けません。

③審査結果通知(内示)

- 財団は、申請書の提出があったときは、助成金の交付が適当であるか否か審査を行い、その結果を通知します。なお、必要に応じて現地調査又は関係者の来団面接を行う場合があります。

※来団面接の場合、費用は申請市町村負担となります。

3. 事業採択後の手続き

① まちなか再生プロデューサーとの契約

- 採択市町村はまちなか再生プロデューサーと交渉し、合意した上で契約を交わします。財団は、必要に応じて契約締結の支援を行います。

※申請書の内容と契約書案の内容が適合しているか、当財団で審査します。

※契約書の書式は自由としますが、次の内容は記載していただきます。

(内容)

「契約当事者の住所及び氏名」、「事業目的」、「契約金額」、「契約保証金」、「事業区域」、「契約代金の支払い方法」、「監査及び検査」、「契約解除」、「紛争解決方法」、「管轄裁判所」、「変更契約時に当財団の事前承諾が必要となる旨」、「専門家の実施体制」「事業スケジュール(予定)」

※財団は契約に関する費用を負担しません。

② 事業開始におけるアドバイザーボードからの助言

- 財団は必要に応じて、助成対象業務の開始時にアドバイザーボードの協力を得て、会議を開催します（東京都内での開催を予定）。
- 採択市町村とまちなか再生プロデューサーには、会議に出席の上、当該事業の実施計画及び実施内容の報告を行っていただきます。

※会場までの旅費・宿泊費は、採択市町村負担となりますのでご了承ください。

③ 交付決定

- 財団は、採択市町村がまちなか再生プロデューサーとの契約内容について合意に至り、業務委託契約書案の提出があったときは、審査のうえ、適当と認められる場合には交付決定を行い、助成金交付決定通知書により採択市町村に通知します。

※実際に契約締結後に、業務委託契約書（写し）を提出していただきます。（要綱第11条参照）

※原則として、業務委託契約書案と実際に締結した業務委託契約書が異なる場合は、交付決定を取り消しますのでご注意願います。（要綱第19条参照）

④ 現地会議におけるアドバイザーボードからの助言

- 財団は、財団が必要と認める時期にアドバイザーボードの協力を得て、原則として現地で会議を開催します。

※会場の準備、現地視察の実施を助成市町村に協力していただきます。

※アドバイザーボードメンバーの旅費・宿泊費等の費用については財団が負担します。

⑤ 中間報告

- 助成市町村には、財団からの依頼を受けて、事業の中間報告を行っていただきます。

※概ね、11月～12月頃を予定しています。

※様式は特に定めませんが、「現地会議の議論や意見交換等で参考にいただいた点」、「現地会議からこれまでの取組状況」、「実績報告会までのスケジュール」について報告していただきます。

※書面での確認だけでなく、財団から現地調査を行うことがあります。

⑥実績報告会におけるアドバイザリーボードからの助言

- 財団は、助成対象期間終了前にアドバイザリーボードの協力を得て、東京都内で実績報告会を開催します。
- 助成市町村とまちなか再生プロデューサーには、実績報告会に出席の上、当年度のまちなか再生事業の実績報告を行っていただきます。

※会場までの旅費・宿泊費は、財団では、まちなか再生プロデューサー本人及び助成市町村職員各1名分しか負担しませんので、予めご了承ください。

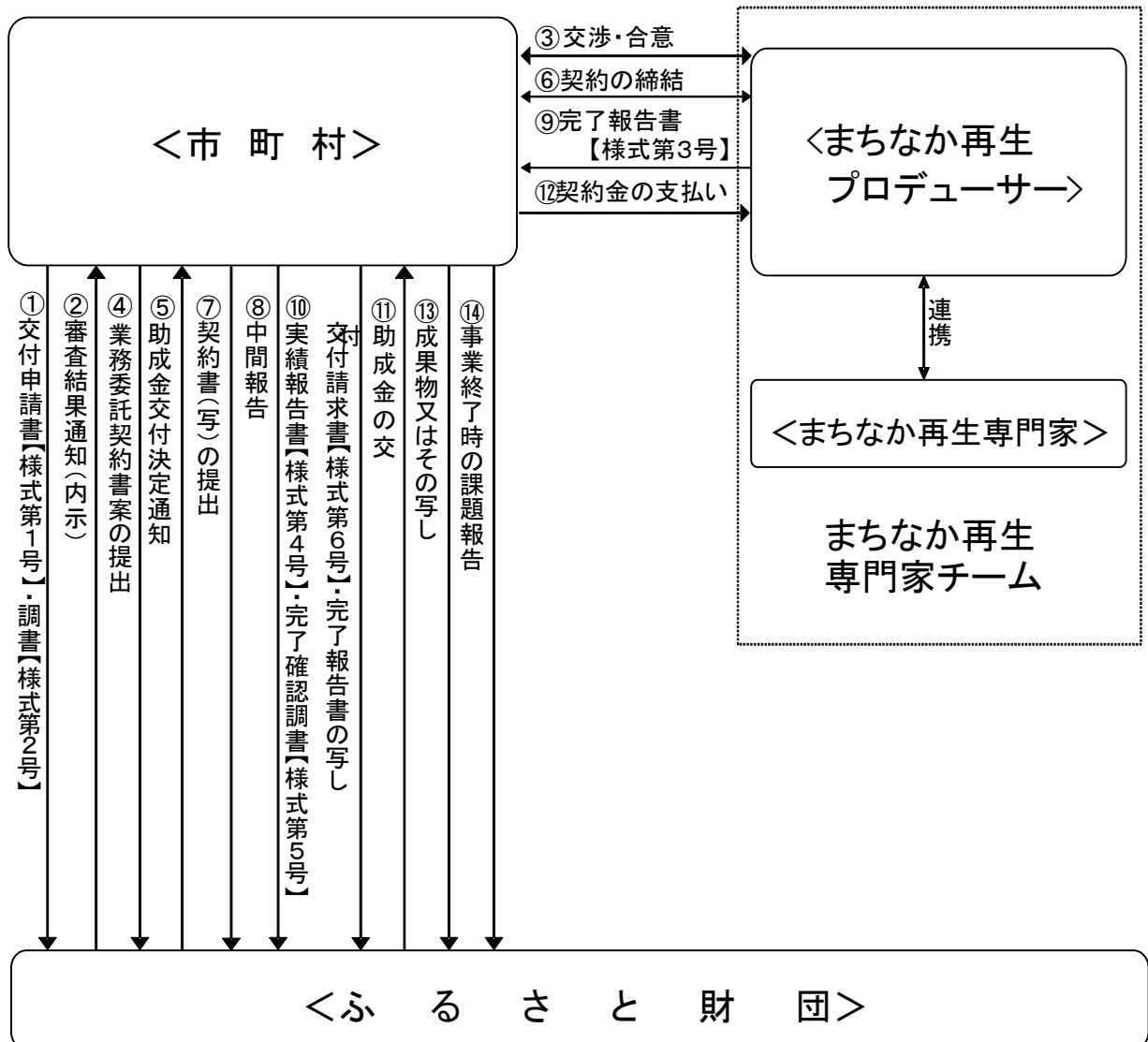
⑦成果物の提出

- 助成市町村は、まちなか再生事業の成果物の提出を受けたときは、速やかに当該成果物又はその写しを財団に直接提出するものとします。

⑧継続性の確認

- 助成市町村は、助成事業終了以後の課題について財団が必要と認めた期間において財団が指示する方法により経過報告を行っていただきます。
- 経過報告のタイミングは、事業終了時に相談させていただきます。

<手続きフロー>



<本事業に関するお問い合わせ先>

(一財) 地域総合整備財団<ふるさと財団>開発振興部
開発振興部開発振興課 担当：佐々木、竹田

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタリティ東館12階

【TEL】03-3263-5758

【FAX】03-3263-7423

【E-mail】kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

【URL】<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>